



## 新型インフルエンザ早期対応に関する東京会議

於 日本、東京  
2006年1月12日～13日

### 概要（日本語仮訳）

増大し続ける高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）流行の脅威に世界が直面する中、新型インフルエンザ流行に対する早期対応に焦点を絞った重要かつ時宜を得た会合が日本政府と世界保健機関（WHO）の共催により2006年1月12日、13日の両日に東京で開催された。

流行の可能性が発生した初期の段階においては、一定の状況の下では、迅速な対応、及び、適切な場合には、影響を受けている地域の住民に対する抗ウイルス薬の大規模な投与などの封じ込め対策を、その他の補完的な公衆衛生上の諸措置とともに実施することにより、一層のウイルス拡大を回避できる可能性がある。そのような迅速な対策が成功すれば、将来的な流行から予期される数億例の重病、数百万人の死亡、及び社会的・経済的悪影響を回避できる可能性がある。

しかしながら、インフルエンザ流行の初期の兆候を検知するとともに迅速に報告し、極めて短期間のうちに包括的対策を全面的に実施してはじめて、迅速な封じ込めの試みが現実性を持つのである。行動を起こす機会は限られている。

封じ込めの実施には抗ウイルス薬、その他の医薬品及び機器を迅速に入手できるようにすることが求められる。日本政府は、アジア地域における迅速対応と早期封じ込めに供するため、50万人分の抗ウイルス薬の備蓄支援及びその他の機器の提供を表明している。

重要な意義を持つ本会議では、重要な問題の特定とアジア地域における迅速対応及び封じ込め能力の開発に必要な優先的行動の提言に焦点を合わせた。会議は以下の諸点を討議

し、提言を行なった。

- (1) ヒトの間に流行する可能性が発生した場合に実施すべき早期対応策、
- (2) 流行する可能性がある症例の早期検知及び報告、抗ウイルス薬その他の医薬品の備蓄、及び運用支援を含めた諸分野における地域及び国際的な連携、
- (3) 各国レベルでの早期対応策、特に早期検知・報告に関連する対策と、封じ込め対策の実施

本会議にはアジア 14 カ国（H5N1 ウイルスの感染が確認されたすべての国を含む）、ドナー諸国・機関、及び関係地域・国際機関から 130 人を超える参加者、代表者、専門家が出席した。一部の国からは閣僚クラスの代表者が派遣された。

新型インフルエンザの流行の封じ込めはこれまで試みられたことがなく、成功する可能性がある半面、失敗する可能性もあるが、参加者は早期対応と迅速な封じ込めに必要な、各国、地域、国際レベルでの能力及び効果的なメカニズムの早急な開発を呼び掛けた。アジア地域におけるそのような早期対応に関するいくつかの極めて複雑な問題及び潜在的な解決策が特定され、検討された。

本会議の主な結論は以下の通りである。

- (1) 高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）ウイルスはアジア地域の多くの場所で定着し、他の地域にも拡大した。このウイルスのヒトへの感染は 140 症例を超えており、主としてアジア地域で、そして最近ではトルコでも感染が確認されている。H5N1 ウイルスが流行する脅威は増しており、世界的に公衆衛生上の脅威となっている。
- (2) インフルエンザの流行はアジア地域及び世界全体に健康上及び社会的、経済的な大災害をもたらす可能性がある。従って、アジア地域のすべての諸国及び国際社会が共有する責任を確認し、流行防止のためのあらゆる努力を傾けることが緊喫の課題となっている。
- (3) 初期の時点でインフルエンザ流行を封じ込める迅速な対応を取ることが極めて重要である。これには、流行の可能性がある症例の迅速な検知と評価、及び時機を逸せずに適切な決定を行い、行動を取ることが求められる。

(4) インフルエンザ流行の脅威を減少させるために直ちに行動が求められる分野には以下が含まれる。

- ・ ヒトの間のインフルエンザ流行の兆候の早期検知及び迅速な報告
- ・ 各国、地域、国際的なインフルエンザ対策計画に組み込まれるべき迅速対応及び流行封じ込め戦略の開発と実施
- ・ 迅速対応を円滑に行なうための各国、地域、国際レベルでの連携メカニズムの創設

(5) 迅速対応・封じ込め能力を開発する上での優先事項は、特にサーベイランス、疫学、検査能力、リスク評価及びリスク伝達の分野における各国、地域、国際的な能力を強化すること、及び各国が改訂国際保健規則をできる限り速やかに実施することである。

(6) 流行を初期の段階で迅速に対応し封じ込めるための能力の開発は、国際的な関心事であるその他の公衆衛生上の緊急事態に対応する基本的な地方、各国及び国際的能力の強化につながる。

将来的なヒトの間のインフルエンザ流行はすべての諸国に深刻な公衆衛生上の脅威をもたらし、グローバル化された世界に深刻な社会的、経済混乱をもたらす可能性があることを踏まえ、参加者は、流行を防止、あるいはその拡大を遅延する効果を持つ可能性があるあらゆる公衆衛生上の対応策が検討されるべきであることで合意した。本会議で特定された主要な問題及び課題に基づき、参加者は各国、WHO、その他のパートナーに対し以下の優先的行動を提言した。

### **各国向け提言**

(1) 各国は、流行の可能性及びその他のあらゆる公衆衛生上の事象の初期の兆候を検知し対応する国及び地方の能力を強化する。強化すべき分野には以下が含まれる。

- (a) 疾病、ウイルス、及びその他、噂等のサーベイランス
- (b) 早期検知・報告を促進するための地域社会の意識向上及び公衆衛生従事者の教育

- (2) 各国に、潜在的なインフルエンザ流行などの国際的関心事たる公衆衛生上の緊急事態の症例あるいは警戒信号の早期認識・報告を促進する国際保健規則（2005）のできる限り速やかな遵守を強く推奨する。
- (3) 各国は、潜在的な流行の初期兆候が検知された場合、直ちに WHO に通告する。WHO と協力してこれらの兆候のリスク評価を緊急に実施する。
- (4) 各国は H5N1 などの新型インフルエンザのウイルスに感染したと思われる個人から採取された標本、分離ウイルスを共有する。これらの標本、分離ウイルスは時機を逸せず WHO リファレンス研究施設ネットワークと共有する。各リファレンス研究施設は試験結果を標本提供国及び WHO にできる限り速やかに報告する。
- (5) 各国は、WHO の支援を得て、それぞれの国に関連する固有のあるいは重要な考慮すべき事柄を反映したものを含めて、重要なギャップを特定し、必要な変更を加えるために、関連する手続き及び標準作業手順書（SOP）の再検討及び検証を行う。
- (6) 各国は、迅速な封じ込めの全面的実施を可能にするために対処しなければならない、法律上、ロジスティック上、運用上の諸問題を含めたすべての実際的な諸問題を特定し、対処する。
- (7) 各国は、迅速対応・封じ込めの考え方、戦略及び実施手段を政府のインフルエンザ流行対策計画に組み入れる。
- (8) 各国は、迅速な封じ込め対策のための証拠に基づいた戦略を一層発展させるために必要な科学的根拠の収集を促進、円滑化する。
- (9) 各国は、各国、地域、国際的レベルのパートナーのための部門間連携メカニズムを創設する。

### **WHO に対する提言**

- (1) WHO は潜在的流行の早期検知能力を開発、強化するために各国を緊急に支援する。
- (2) WHO 及びパートナーは、潜在的流行の初期兆候が迅速に確認されるように各国の地方及び国レベルの試験設備の開発または強化を緊急に支援する。WHO はまた、地域的及び世界的な研究施設ネットワークを引き続き強化する。

- (3) WHO は、迅速対応・封じ込め戦略を一層発展させ、手続き、期間、パートナーとの連携及び参加、その他の重要な要素を提案する具体的行動計画を策定するために、直ちに専任の作業グループを設立する。
- (4) WHO とパートナーは、潜在的流行の初期兆候に対する迅速、連携的かつ有効な対応を可能にし促進するための、実行可能な全般的戦略、関連手続き、SOP を緊急に起草する。
- (5) WHO はパートナーの支援を得て、早期検知、迅速対応及び封じ込めに関連する重要な考え方、戦略、手続きについて地方及び国際的なスタッフを教育するための訓練モジュールと計画を開発する。
- (6) WHO は国連児童基金 (UNICEF) その他のパートナーと協力して、適切なリスクコミュニケーション戦略 (発生伝達、行動変更の伝達を含む) の策定を調整する。迅速対応と封じ込め、新型インフルエンザ、その他の関連する重要事項について一般大衆及び主要グループに対する適切なメッセージを策定し、提供する。これらのメッセージは正確でなければならず、重要な公衆衛生上の対策を実施するために必要となる効果的な社会的動員を向上させる内容とする。
- (7) WHO は、外部諮問機関である「インフルエンザ流行タスクフォース」の設立、活用を含め、迅速対応・封じ込めプロセスの一環としての意思決定プロセスを確立する。同タスクフォースは公衆衛生従事者及びインフルエンザ専門家で構成され、流行性インフルエンザに関連した重要な症例の独自の評価と、流行の脅威への対応に関する WHO への勧告の実施をその任務とする。同タスクフォースは、新型インフルエンザの潜在的初期兆候の評価の際に、特定の諮問的役割を果たす。
- (8) WHO は、迅速対応と封じ込め対策の促進、実施に必要な各地方及び国際スタッフと専門家の特定、動員のために世界的伝染病発生警戒・対応ネットワーク (GOARN) やその他の必要な手段を活用する。さらに、WHO はこれらのスタッフが迅速対応と封じ込め対策においてできる限り有効に活動できるよう訓練を実施する。

### **パートナーに対する提言**

- (1) 国際的パートナーは WHO と協力し、潜在的流行の初期兆候を検知する能力を開発、強化するため各国を緊急に支援する。

- (2) 国際的パートナー（UNICEF を含む）は、WHO 及び各国と協力し、コミュニケーション戦略及び適切な資料の策定を支援する。
- (3) 日本及び東南アジア諸国連合（ASEAN）各国は、WHO と協力し、抗ウイルス薬を含めた備蓄の詳細運用計画を開発し、運用計画に関する情報を他のアジア地域諸国と共有する。
- (4) 迅速対応のための多国間備蓄を行なうすべてのパートナーは、備蓄の中身、その放出、迅速な封じ込めのための活用、及びその他の活用方法を調整する。

###